

議案第63号

財産を無償で譲渡すること（県営住宅手間第1団地及び手間第2団地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

団地名	種類	所在地	数量
県営住宅手間第1団地	土地	西伯郡南部町天萬字正境11番2	2,244.64平方メートル
	建物	西伯郡南部町天萬字正境11番2	5棟（10戸） 676.20平方メートル
県営住宅手間第2団地	土地	西伯郡南部町宮前字面添130番1	2,544.39平方メートル
	建物	西伯郡南部町宮前字面添130番1	5棟（10戸）、集会所1棟 808.75平方メートル

2 相手方

西伯郡南部町法勝寺377番地1

南部町

3 理由

県営住宅手間第1団地及び手間第2団地は、既に南部町で管理代行制度を導入し、実

態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、南部町に無償で譲渡するものである。